

支援費制度の事業運営上の工夫に係る地方自治体からの提案について

平成 16 年度以降の事業運営上の工夫について、都道府県、指定都市、中核市及び定点自治体（77 市町村）の意見を聞いたところ、延べ 365 件の具体的な提案が寄せられており、複数の自治体から提案があった項目は、次のとおり。

注：（ ）内は、自治体数

- 支援費の支給決定に当たって、支給量やサービス類型の適用等に係る詳細な基準や専門機関を設けるべき。（36）
- 利用者負担の応益化や負担額の引き上げ、負担額の上限廃止をすべき。（34）
- 早朝、夜間及び深夜における加算額の算定方法をサービス利用開始時による算定から実際の提供時間による算定へと変更すべき。（21）
- ケアマネジメントを制度化すべき。（15）
- 家事援助、移動介護及び日常生活支援にも身体介護と同様に、30分未満の単価を設定すべき。（14）
- 移動介護の身体介護「有」と「無」の区分をなくし、一本化すべき。（12）
- 身体障害者の短期入所にも知的障害者及び障害児の短期入所と同様に、日中のみの利用を設定すべき。（10）
- 障害児のデイサービスにも身体障害者及び知的障害者のデイサービスと同様に、時間による単価を設定すべき。（9）
- 知的障害者及び障害児のホームヘルプサービスにも身体障害者のホームヘルプサービスと同様に、日常生活支援の単価を設定すべき。（9）
- 居宅生活支援費の支払方法を計画に基づく支払いから、提供実績に基づく支払いへと変更すべき。（7）

- グループホーム世話人の業務と、グループホームでのホームヘルパーの業務を明確にすべき。(6)
- 施設訓練等支援費を日単位で支給できるようにすべき。(6)
- グループホームの程度区分を2区分から3区分へと変更すべき。(6)
- 移動介護の身体介護「有」と「無」の単価の格差を縮小すべき。(5)
- デイサービスの単価を引き上げるべき。(5)
- 短期入所の日中のみの利用にも送迎加算を設定すべき。(5)
- 支援費の支給量に上限を設定すべき。(5)
- グループホームに人員配置基準を設定すべき。(4)
- 日常生活支援の単価を引き上げるべき。(4)
- ホームヘルプサービスや移動介護を複数で利用できるようにすべき。(4)
- 宿泊を伴う短期入所に時間による単価を設定すべき。(3)
- 身体介護を長時間利用する場合、単価を引き下げるべき。(3)
- 過疎地域や離島等に配慮した地域加算を設定すべき。(3)
- 中・高生がデイサービスを利用できるようにすべき。(3)
- グループホームに重症心身障害者・児加算を設定すべき。(2)
- グループホームの単価を支援体制に応じて設定すべき。(2)
- 施設訓練等支援費の単価を人員配置に応じて設定すべき。(2)
- 重症心身障害者・児の短期入所における医療系と非医療系の単価の格差を縮小すべき。(2)
- デイサービスに重症心身障害者・児加算を設定すべき。(2)

- 介護保険と同様に、乗降介助の単価を設定すべき。(2)
- 夜間等に見守りを行う巡回型のホームヘルプサービスを設定すべき。(2)
- 視覚障害者、全身性障害者以外の身体障害者も移動介護を利用できるようにすべき。(2)
- 移動介護での乗用車利用を認めるべき。(2)
- 介護保険事業所で居宅生活支援サービスを利用できるようにすべき。(2)
- 身体介護での通院と移動介護での通院を一本化すべき。(2)
- 同一人に対する身体障害者サービスと知的障害者サービスでの利用者負担額
の上限を一本化すべき。(2)

今後の支援費制度について

- 障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とする支援費制度が平成15年4月にスタートしたが、初年度の施行状況を見ると、地域差はあるものの、ホームヘルプサービスやグループホームを中心に居宅サービス利用が大きく伸びており、制度が着実に定着しつつある状況がうかがえる。
- 一方、制度を支える財源面では、当初の予想を大きく上回るサービス利用の伸びに伴い、制度施行初年度から財源不足の問題が生じ、国においては、他の事業に優先させてできるだけ限りの措置を講じ、居宅サービス全体で百億円を超える巨額の追加財源を確保する必要が生じた。
- 平成16年度予算案においては、国の一般歳出が減少傾向の中、ホームヘルプサービスやグループホームについて、対前年度2割を超える例外的に大幅な伸びを確保した。しかしながら、今後も新たなサービス利用者が増加し、サービスの伸びがあることを考慮すると、平成16年度以降も極めて厳しい事業運営が見込まれる。
- 社会経済構造が変化し、厳しい財政状況が続いていく中で、今後とも、支援費制度の理念を実現し、制度を持続可能なものとしていくためには、制度の見直しが求められる。
制度の見直しは、Ⅰの基本的な視点に立脚することとし、平成16年度においては、当面、Ⅱの事業運営上の工夫を行う。さらに、平成17年度以降、制度全般にわたり、Ⅲの見直しを検討する。

I. 基本的な視点

1. 支援の必要度に応じたサービス内容をより適切に評価する視点
2. 支援の必要度に関する客観性を高める視点
3. 地域間格差のうち不合理なものについて是正する視点
4. より適切な利用者負担を求める視点
5. サービス提供の効率性を高める視点
6. その他、一層の公平性の確保や制度運営の合理化を図る視点

Ⅱ. 平成16年度における事業運営上の工夫について（案）

（16年4月より実施するもの）

（1）居宅サービス、施設サービス共通

市町村に対して専門的な技術指導等を行う更生相談所や、障害程度区分決定円滑化事業、都道府県による巡回指導事業（16年度予算案に計上）を活用し、支援費制度に関する事務の円滑化・適正化を図る。

< I の 3 の視点 >

（2）居宅サービス

- ① ホームヘルプサービスの身体介護の単価を現行の介護報酬の単価に合わせる。ただし、障害者のサービス利用の現状や事業所運営への影響を考慮し、長時間利用の場合の単価の逡減については、必要な緩和措置を講じる。

移動介護（身体介護を伴う）についても、同様の見直しを行う。

< I の 6 の視点 >

- ② ホームヘルプサービスの早朝、夜間及び深夜における加算額の算定方法（現行はサービス利用の開始時により一律に算定）について、合理化を図る。

< I の 6 の視点 >

（3）施設サービス

施設入所者が外泊する場合に、当該外泊期間については、支援費基準の80%を算定する取扱いに変更する。

< I の 1 の視点 >

(16年10月実施を目途に検討を進めるもの)

- ① ホームヘルプサービスの短時間の利用ニーズに対応して、30分未満単価を設定する。

< I の 1 の視点 >

- ② 移動介護における単価差の区分（現行は「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」）の要件の明確化を図る。

< I の 1 の視点 >

- ③ 知的障害者及び障害児の特性やニーズに応じたホームヘルプサービス類型等の適切な工夫があれば、導入を図る。

< I の 1 の視点 >

- ④ 乗降介助の単価を設定する。

< I の 6 の視点 >

- ⑤ グループホーム入所者の支援の必要度に応じたきめ細かな単価区分（現行は2区分）の設定を行う。

< I の 1 の視点 >

- ⑥ グループホームに適用する単価ごとに、支援体制の明確化を図ること等により、サービスの質の確保を図る。

< I の 1 の視点 >

- ⑦ グループホーム入所者の支援の必要度をよりの確に反映する判断項目の設定を行うとともに、判断基準についても明確化を図る。

< I の 2 の視点 >

- ⑧ 施設支援費についても、障害程度区分の課題等を踏まえた改正等必要な見直しを行う。

Ⅲ. 今後の支援費制度の見直しについて（案）

平成17年度概算要求や、必要に応じて制度改正を行うことも念頭に置き、例えば、次のような項目について、検討を行う。

- ケアマネジメントのあり方
- 障害程度区分のあり方
- 支援費基準額のあり方
- 利用者負担のあり方
- 施設体系のあり方

居宅介護支援費基準額の見直しについて（案）

※ 介護報酬に合わせつつ、重度障害者に対して、長時間の身体介護を提供している事業者に配慮するため、1時間30分を超えた部分の加算については、30分単位（1,820円）とし、逡減を小さくする。

（参考）

類 型	時 間 区 分 (抜 粋)	15年度 支援費基準額		16年度 支援費基準 額 (案)		差 引
		A	間差	B	間差	B-A
		円	円	円	円	円
身体介護	～ 30分未満	2,100		2,310		210
	30分以上～ 60分未満	4,020	1,920	4,020	1,710	0
	60分以上～ 90分未満	5,840	1,820	5,840	1,820	0
	90分以上～ 120分未満	8,030	2,190	7,660	1,820	-370
	120分以上～ 150分未満	10,220	2,190	9,480	1,820	-740
	150分以上～ 180分未満	12,410	2,190	11,300	1,820	-1,110
	180分以上～ 210分未満	14,600	2,190	13,120	1,820	-1,480
	210分以上～ 240分未満	16,790	2,190	14,940	1,820	-1,850
	240分以上～ 270分未満	18,980	2,190	16,760	1,820	-2,220
移動介護 (身体介 護あり)	30分以上～ 60分未満	4,020		4,020		0
	60分以上～ 90分未満	5,840	1,820	5,840	1,820	0
	90分以上～ 120分未満	8,030	2,190	7,660	1,820	-370
	120分以上～ 150分未満	10,220	2,190	9,480	1,820	-740
	150分以上～ 180分未満	12,410	2,190	11,300	1,820	-1,110
	180分以上～ 210分未満	14,600	2,190	13,120	1,820	-1,480
	210分以上～ 240分未満	16,790	2,190	14,940	1,820	-1,850
	240分以上～ 270分未満	18,980	2,190	16,760	1,820	-2,220

1時間30分
以降、
1820円ず
つ加算す
る。

1時間30分
以降、
1820円ず
つ加算す
る。

介護報酬		差 引
	C	間差
	円	円
2,310		210
4,020	1,710	0
5,840	1,820	0
6,670	830	-1,360
7,500	830	-2,720
8,330	830	-4,080
9,160	830	-5,440
9,990	830	-6,800
10,820	830	-8,160

○ 時間帯による算定基準の適用方法

<現行> サービス提供開始時刻の時間帯に応じた加算率によって算定

(介護報酬並び)

0 時	6 時	8 時	18 時	22 時	24 時
50%(時間帯加算率)	25%	0%	25%	50%	

『身体介護』
 6:00 ← → 14:00
 8 時間とも 25%加算で算定

<見直し案> 実際にサービス提供を行った時間帯に応じた加算率

によって算定。

0 時	6 時	8 時	18 時	22 時	24 時
50%(時間帯加算率)	25%	0%	25%	50%	

『身体介護』
 6:00 8:00 14:00
 ← → 25%加算を 2 時間、0%加算を 6 時間で算定
 ① ②
 25%加算 0%加算

<参考>

○ 指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について
 (抜粋) (平成 15 年 3 月 24 日障発第 0324001 号)

1 居宅生活支援費

2 居宅介護支援費

(4) 早朝、夜間、深夜等の居宅介護の取扱いについて

早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、そのサービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定されるものであること。

ただし、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間がごくわずかな場合(身体介護が中心である場合は 15 分未満、家事援助又は移動介護が中心である場合は 30 分未満、日常生活支援が中心である場合は 45 分未満とする。)には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。

平成16年3月9日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 障害福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平成16年度における支援費基準の見直し等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、3月3日（水）に開催いたしました障害保健福祉関係主管課長会議には、年度末のご多忙の中、ご出席をいただき、また、午後のグループ討議の場におきましては、大変貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

さて、当日の会議においてお示しいたしました「平成16年度における事業運営上の工夫について（案）」のうち平成16年4月より実施するものとしておりました項目については、予定どおり実施することといたしました。これらの項目を含む平成16年度支援費基準（案）については、別添のとおりですので、ご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いします。

この見直しによる告示及び通知の改正につきましては、現在作業を進めているところですので、内容が固まり次第あらためてお示しいたします。

また、居宅介護支援費の早朝、夜間、深夜時間帯による算定基準の適用の実施に伴うサービスコードにつきましても、関係者と調整中ですので、内容が固まり次第あらためてお知らせいたします。

今後とも厳しい財政状況が続いていくものと思われませんが、支援費制度の理念を実現し、制度を安定的かつ効率的に運営し、サービスの質を担保しつつ、必要なサービス量を確保するため、他の事業運営上の工夫につきましても、各自治体からいただきました貴重なご意見を踏まえながら、引き続き検討していくこととしておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

平成16年度支援費基準（案）の主な改正点

- 平成15年度の国家公務員の給与改定状況及び平成15年の消費者物価指数の動向等を勘案したものである。
- 居宅生活支援費については、
 - ① 居宅介護支援費は、身体介護、移動介護（身体介護を伴う場合）の基準額を見直すとともに（2ページの①参照）、早朝、夜間、深夜時間帯による算定基準の適用について、実際にサービス提供を行った時間帯に応じた加算率によって算定することとした（6ページ参照）。
 - ② デイサービス支援費は、長時間にわたるサービス提供を評価する観点から、従前の2区分の基準額を、「4時間未満」、「4時間以上6時間未満」、「6時間以上」の3区分に見直しを行った。
 - ③ デイサービス支援費、ショートステイ支援費、地域生活援助支援費については、それぞれの基準額の中で人件費が占める割合等により各基準で異なっているが、国家公務員の給与改定等の影響は、15年度基準額に比べておよそ△1～2%程度となっている。
- 施設訓練等支援費については、
 - ① 各基準額は、15年度基準額に比べて△2%弱の改定となっている。
 - ② その他、地域で暮らす重度重複障害者が通所施設等に通所する場合に重度重複加算の対象を拡大した。

※ 今後、所要の告示改正を行い、平成16年4月から適用することとしているので、管内の市町村及びサービス提供事業者等への周知方よろしく願いたい。

平成16年度居宅生活支援費の基準案(丙地単価)

① 居宅介護支援費

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
身体介護 家事援助 移動介護 日常生活支援 ※2	2,310円	4,020円 1,530円 ※1	5,840円 2,220円 ※1 2,410円	1,820円 830円 ※1 900円

※1 「移動介護」は、身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いる。

※2 日常生活支援は身体障害者居宅支援のみ。

② デイサービス支援費

サービス種別	提供単位等	区分1	区分2	区分3	加算	
身体障害者 デイサービス 支援費 (I)	単 独 型	4時間未満	3,480円	3,230円	2,970円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4~6時間	5,800円	5,380円	4,950円	
		6時間以上	7,550円	6,990円	6,440円	
	併 設 型	4時間未満	2,800円	2,540円	2,290円	
		4~6時間	4,660円	4,240円	3,810円	
		6時間以上	6,060円	5,510円	4,950円	
身体障害者 デイサービス 支援費 (II)	単 独 型	4時間未満	1,550円	1,350円	1,150円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4~6時間	2,590円	2,250円	1,910円	
		6時間以上	3,370円	2,930円	2,490円	
	併 設 型	4時間未満	870円	670円	460円	
		4~6時間	1,450円	1,110円	770円	
		6時間以上	1,890円	1,440円	1,000円	
知的障害者 デイサービス 支援費	単 独 型	4時間未満	2,870円	2,570円	2,270円	給食サービス加算 1日につき420円 入浴サービス加算 1日につき410円 送迎サービス加算 片道につき550円
		4~6時間	4,790円	4,290円	3,790円	
		6時間以上	6,230円	5,570円	4,920円	
	併 設 型	4時間未満	2,190円	1,890円	1,590円	
		4~6時間	3,650円	3,150円	2,650円	
		6時間以上	4,740円	4,090円	3,440円	
児童デイサービス 支援費	小規模	5,320円			送迎サービス加算 片道につき550円	
	標準	3,670円				
	大規模	2,810円				

※ 児童デイサービスの規模別単価の適用については、平均実利用人員が小規模は10人以下、標準は11人~20人、大規模は21人以上。

③ 短期入所支援費

サービス種別	区分1	区分2	区分3	遷延性意識障害(児)者	重症心身障害(児)者
身体障害者短期入所支援費	8,020円	7,220円	6,860円	14,360円	—
知的障害者(児童)短期入所支援費	7,960円	7,220円	4,550円	14,360円	20,310円
送迎サービス加算 片道につき1,860円					

④ 知的障害者地域生活援助支援費(1月につき)

知的障害者地域生活援助支援費	定員	区分1	区分2
	4人	131,470円	65,730円
	5人	118,320円	52,590円
	6人	109,550円	43,820円
	7人	103,290円	37,560円

(注) 今後、サービスの量と質を確保する観点から、様々な事業運営上の工夫を行うことを検討。

平成16年度施設訓練等支援費の基準案(丙地単価)

1 共通事項

- ① 入所時特別支援加算 @22,300円
- ② 退所時特別支援加算 @43,600円(2回訪問した場合)
- ③ 重度・重複障害者に対する加算
 障害程度区分Aで3種重複障害の者に加算
 対象者1人につき 月額31,100円(入所)
 対象者1人につき 月額10,300円(通所)

2 身体障害者施設支援費

(月額、単位：円)

		平成16年度単価		
身体障害者療護施設	小規模	A	497,800	
		B	456,000	
		C	413,800	
	標準1	A	404,600	
		B	379,500	
		C	353,700	
	標準2	A	396,200	
		B	371,400	
		C	341,900	
	大規模	A	364,200	
		B	339,000	
		C	313,500	
	併設等 (定員10人)	A	432,400	
		B	384,700	
		C	336,900	
	併設等 (定員11人 ~20人)	A	344,900	
		B	321,000	
		C	297,100	
	通所	~定員4人	A	164,000
			B	159,000
C			154,000	
定員5人 ~10人		A	278,200	
		B	276,100	
		C	274,100	
定員11人 ~20人		A	201,800	
		B	200,800	
		C	199,800	

(月額、単位：円)

		平成16年度単価	
身体障害者更生施設 内部除く	小規模	A	355,000
		B	295,900
		C	260,300
	標準1	A	277,000
		B	228,700
		C	189,300
	標準2	A	261,300
		B	204,900
		C	163,600
	大規模	A	237,300
		B	184,000
		C	153,600
	通所	A	91,800
		B	89,800
		C	87,800
身体障害者更生施設 内部	小規模	A	367,500
		B	308,400
		C	272,800
	標準1	A	289,500
		B	241,200
		C	201,800
	標準2	A	273,800
		B	217,400
		C	176,100
	大規模	A	249,800
		B	196,500
		C	166,100
通所	A	91,800	
	B	89,800	
	C	87,800	

(月額、単位：円)

		平成16年度単価	
身体障害者授産施設	小規模	A	301,500
		B	252,600
		C	216,900
	標準1	A	232,300
		B	202,300
		C	168,600
	標準2	A	215,900
		B	180,800
		C	156,700
	大規模	A	187,600
		B	160,600
		C	139,200
	通所	A	91,800
		B	89,800
		C	87,800
分場	A	115,700	
	B	107,300	
	C	98,900	
身体障害者通所授産施設	小規模	A	163,700
		B	155,700
		C	139,200
	標準1	A	131,500
		B	126,200
		C	120,900
	標準2	A	107,700
		B	104,500
		C	97,900
	大規模	A	94,700
		B	92,500
		C	87,700
分場	A	115,700	
	B	107,300	
	C	98,900	

(月額、単位：円)

常勤医師加算	小規模	17,700
	標準1	10,600
	標準2	7,600
	大規模	5,300

(月額、単位：円)

ALS等支援加算	遷延性意識障害者加算	10,000
	筋萎縮性側索硬化症者等加算	20,000
	神経内科医加算	14,000
	看護師加算	81,600

3 知的障害者施設支援費

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
知的障害者入所更生施設	小規模	A	317,900
		B	290,800
		C	252,100
	標準1	A	309,500
		B	283,200
		C	233,700
	標準2	A	286,000
		B	260,100
		C	224,500
	大規模	A	263,000
		B	234,800
		C	204,900
	併設(本体) (定員10人)	A	459,900
		B	443,900
		C	427,900
	併設(本体) (定員11人 ~20人)	A	333,100
		B	325,100
		C	317,100
併設 (定員10人)	A	224,100	
	B	208,100	
	C	192,100	
併設 (定員11人 ~20人)	A	215,900	
	B	207,900	
	C	199,900	

(月額、単位:円)

強度行動障害 支援加算	A	147,200
	B	173,500
	C	223,000

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
知的障害者入所授産施設	小規模	A	312,400
		B	295,900
		C	268,300
	標準1	A	286,100
		B	272,900
		C	246,500
	標準2	A	254,900
		B	247,700
		C	228,700
	大規模	A	234,300
		B	222,800
		C	204,500
知的障害者通所更生施設	小規模	A	210,600
		B	195,200
		C	171,900
	標準1	A	167,700
		B	157,500
		C	136,600
	標準2	A	149,700
		B	143,600
		C	131,100
	大規模	A	128,700
		B	124,400
		C	115,400

(月額、単位:円)

		平成16年度単価	
知的障害者通所授産施設	小規模	A	219,300
		B	203,400
		C	187,400
	標準1	A	173,600
		B	163,000
		C	152,300
	標準2	A	153,000
		B	146,600
		C	140,300
	大規模	A	131,200
		B	126,600
		C	122,000

通勤寮	A	106,600
	B	99,400
	C	92,300

通所部・分場	A	135,800
	B	127,800
	C	119,800

のぞみの園	A	253,800
	B	226,600
	C	197,700

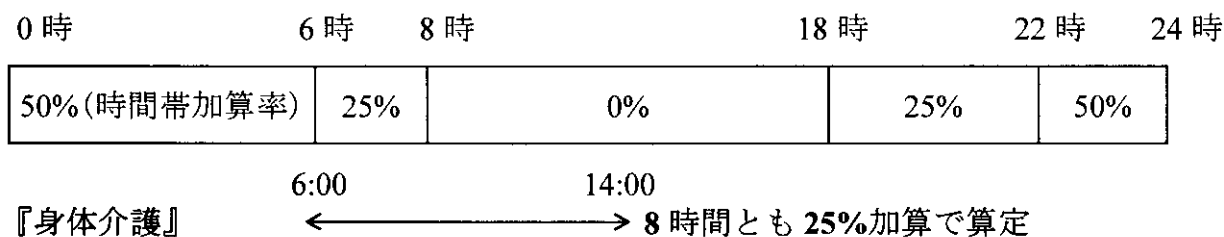
のぞみの園 の通所部	A	131,000
	B	123,300
	C	115,600

(月額、単位:円)

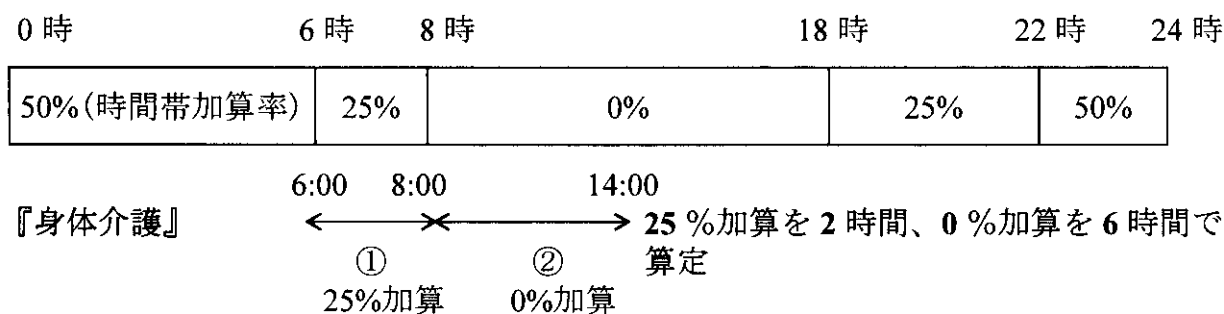
自活訓練 支援加算	同一敷地内の建物で実施	115,200
	同一敷地外の建物で実施	145,500

居宅介護支援費の時間帯による算定基準の適用方法案

<現行> サービス提供開始時刻属する時間帯に応じた加算率によって算定



<改正後> 実際にサービス提供を行った時間帯に応じた加算率によって算定



(注) 支援費基準額の最小単位までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定する。

ただし、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間のごくわずかな場合(身体介護が中心である場合は15分未満、家事援助又は移動介護が中心である場合は30分未満、日常生活支援が中心である場合は45分未満とする。)には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定する。